

○湖北環境衛生組合職員再任用条例

〔平成26年2月5日
条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」と言う。）第28条の4第1項から第3項まで（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の再任用に関しては、石岡市職員再任用条例（平成25年条例第52号）の例によるものとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。